

令和4年度 人事行政の運営等の状況について

1 任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の競争試験及び採用状況(令和4年4月1日採用)

区分	受験者数	合格者数	採用者数
一般行政職	0人	0人	0人
任期付職員	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人

(2) 職員の退職状況(令和3年度退職)

事由	退職者数	うち再任用
定年退職	0人	0人
任期満了 (任期付)	0人	0人
その他	2人	0人
計	2人	0人

(3) 4月1日現在の職員数

	男	女	計
令和3年4月1日現在	35人	15人	50人
令和4年4月1日現在	34人	15人	49人

※ 上記職員数には、村長、副村長、教育長は含まれません。また、再任用職員を含みます。

2 職員の人事評価の状況

人事評価の目的	人事評価制度は、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を公正に把握することで、職員の主体的な職務の遂行及びより高い能力を持った公務員の育成を行うとともに、能力・実績に基づく人事管理を行うことにより、組織全体の士気高揚を促し、公務能率の向上につなげ、最終的には住民サービス向上の土台をつくることを目的としています。
評価の種類	能力評価: 職員がその職務を遂行するに当たり、発揮した能力を把握した上で行われる評価 業績評価: 職員がその職務を遂行するに当たり、挙げた業績を把握した上で行われる評価
対象職員	すべての一般職の職員
評価者等	一次評価者は直近上位の管理職、二次評価者は一次評価者の直近上位の管理職とし、最終評価者を村長としています。
評価期間	能力評価: 4月1日～3月31日(10月、3月に面談) 業績評価: 4月1日～3月31日(4月、10月、3月に面談)
評価結果の活用	評価結果については、任用、給与、分限の基礎とするほか、人材育成(職員の能力開発等)の面で積極的に活用することとしています。

3 給与の状況

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率 B/A	前年度人件費率
令和3年度	1,172人	2,220,468千円	71,539千円	361,373千円	16.5	15.6

(注)1 住民基本台帳人口は令和4年1月1日現在のもの。

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数A	給与費				一人当たり 給与費B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計B	
令和3年度	40	138,905千円	15,593千円	51,921千円	206,419千円	5,160千円

(注)1 職員手当には退職手当・児童手当を含まない。

4 勤務時間その他勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況(一般職の標準的なもの)

1週間の勤務時間	開始時刻	休憩時間	終了時刻	勤務時間の割振 変更制度
38時間45分	午前8時30分	正午～午後1時	午後5時15分	あり

(2) 年次有給休暇の取得状況(令和3年)

年次有給休暇は、1年ごとに20日(中途採用者は別に規則で定める日数)付与されており、20日を越えない範囲内の残日数は、翌年に繰り越すことができます。
1人当たりの平均取得日数は次のとおりです。

1人当たり平均取得日数
10.8日

(3) 病欠休暇及び特別休暇の状況(令和4年4月1日現在)

病欠休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ない場合に認められる有給休暇です。
特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として規則で定められている有給休暇です。

種類	付与日数
病欠休暇	結核性疾患により長期の療養を要するもの2年以内、成人病、精神科疾患及び特定疾患 180日以内、負傷又は疾病 90日以内
産前産後休暇	産前8週間(多児妊娠の場合は14週間)以内、産後8週間以内
配偶者の出産休暇	2日以内
保育休暇	1日2回30分以内
子の看護休暇	5日以内
つわり休暇	10日以内
生理休暇	2日以内
忌引休暇	配偶者の場合10日以内、その他血族、姻族等による定め有り
夏季休暇	3日以内
ボランティア休暇	5日以内
結婚休暇	7日以内
配偶者、父母及び子の祭日の休暇	その都度1日以内
骨髄移植に係る登録又は骨髄液の提供の休暇	必要と認められる期間
選挙権等の権利行使のための休暇	必要と認められる期間
裁判員、証人等として官公署へ出頭するための休暇	必要と認められる期間
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による交通の制限又は遮断を事由とする休暇	必要と認められる期間
風水震災火災その他の災害による交通の遮断を事由とする休暇	必要と認められる期間
風水震災火災その他の災害による職員の住居の滅失等を事由とする休暇	1週間の範囲内で必要と認められる期間
交通機関の事故等の不可抗力の原因とする休暇	必要と認められる期間
風水震災火災その他の災害又は交通機関の事故等による職員の通勤途上における身体の危険の回避を事由とする休暇	必要と認められる期間

(4) 介護休暇の取得状況(令和3年度)

介護休暇は、同居する職員の祖父母、孫及び兄弟姉妹、配偶者の父母等の介護をすることが相当である場合に3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で認められる休暇で、勤務しない時間は減額になります。
令和5年度の取得状況は、次のとおりです。

	介護休暇
男性職員	0人
女性職員	0人
計	0人

5 休業に関する状況

育児休業等の取得状況(令和3年度)

育児休業は、職員が3歳に満たない子を療育するため、当該子が3歳に達する日まで取得することができ、部分休業は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、勤務時間の始め又は終わりに1日を通じて2時間を超えない範囲で取得することができることとしています。なお、育児休業の場合は休業中、部分休業の場合は勤務しない時間が無給となっています。

	令和3年度中に新たに取得した職員			令和3年度以前からの継続取得者数
	育児休業取得者数	部分休業取得者数	育児短時間勤務取得者数	
男性職員	1人	0人	0人	0人
女性職員	1人	1人	0人	1人
計	2人	1人	0人	1人

6 分限及び懲戒処分状況

(1)分限処分状況(令和3年度)

区分	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績がよくない場合	0人	0人			0人
心身の故障の場合	0人	0人	0人		0人
職に必要な適格性を欠く場合	0人	0人			0人
職制等の改廃等により過員等を生じた場合	0人	0人			0人
刑事事件に関し起訴された場合			0人		0人
条例に定める事由による場合			0人	0人	0人
計	0人	0人	0人	0人	0人

(2)懲戒処分状況(令和3年度)

区分	戒告	減給	停職	免職	計
法令違反	0人	0人	0人	0人	0人
職務上の義務違反又は怠慢	0人	0人	0人	0人	0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行	0人	0人	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人	0人	0人

7 サービスの状況(令和3年度)

営利企業等従事許可の状況

事由	件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その他の団体の役員、顧問、評議員及び当該会社、団体の重要方針決定に参画する上級職員の地位を兼ねる場合	0件
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	0件
報酬を得て事業もしくは事務に従事する場合	0件

8 退職管理の状況(令和3年度)

地方公務員法の一部改正(平成28年4月1日)により、地方公務員の退職管理の適正を確保するため、退職管理に関する規定が新たに設けられました。本村では、地方公務員法の改正趣旨に照らし、「昭和村職員の退職管理に関する規則」を定め適正の確保に努めています。

退職者数		再就職をした者
定年退職	0人	0人
勸奨退職	0人	0人
その他	0人	0人

9 研修の状況(令和3年度)

職員の勤務効率の発揮及び推進のため、職層や経験年数に応じて行う基本研修を中心に選択型研修のほか、専門研修等の各種研修を実施しています。

区分	研修科目	対象者	主催	受講者
基本研修	新規採用職員研修	その年度の新規採用職員	自治研修センター	1人
	基礎力アップ研修	採用後4年目の職員		2人
	応用力アップ研修	採用後8年目の職員		1人
	実行力アップ研修	採用後12年目の職員		2人

10 福祉及び利益の保護の状況(令和3年度)

(1)健康診断の実施状況

区分	受診者
定期健康診断	28人
人間ドック	7人

(2)公務災害及び通勤災害の状況

区分	年度中認定件数
公務災害	0件
通勤災害	0件
計	0件

11 公平委員会の業務の状況(令和3年度)

(1)勤務条件に関する措置の要求の状況

区分	件数
係属事案	0件
完結事案	0件

(2)不利益処分に関する不服申立ての状況

区分	件数
係属事案	0件
完結事案	0件